



中部相第 174 号  
平成 24 年 10 月 24 日

日本年金機構 中部ブロック本部長 殿

総務省  
中部管区行政評価局長



行政相談について（あっせん）

当局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情について必要なあっせんを行っています。

このたび、当局に対し、「私の妻（60 歳）は、この 2 年間はねんきん定期便を始めとする年金関係の書類（以下「年金関係書類」という。）が全く送付されてこない。不審に思い、年金事務所に確認したところ、厚生年金被保険者の住所変更手続が行われていないとのことであった。3 年前に転居した際に、妻が勤務する事業所に住所変更を届け出た記憶があり、改めて年金事務所から事業所に指導してもらった。この結果、事業所の総務担当が朝礼で「住所変更があれば、速やかに総務担当に申し出るように。」と告知したところ、数人の従業員が手続をとっており、私のようにねんきん定期便が届いていない者が相当数いるものと思われる。年金関係書類が確実に本人に届くよう、事業所に対し住所変更手続を励行するように指導してほしい。」との申出がありました。

これを踏まえ、厚生年金保険被保険者等の住所変更の届出の励行を図るための貴機構における事業主に対する指導状況、及び事業所における被保険者（従業員）に対する周知の状況等について調査するとともに、中部管区行政評価局苦情処理委員会（座長：西 讓一郎）から意見を聞くなどして検討した結果、別紙のとおり対応が必要と考えますので、ご検討下さい。

また、これに対する対応措置方針（状況）等について日本年金機構本部と協議の上、平成 24 年 11 月 26 日（月）までにご回答下さいますようお願いいたします。

担当：首席行政相談官  
電話：(052)972-7416

## 【 別 紙 】

### 1 厚生年金保険被保険者の住所変更手続

厚生年金保険被保険者は、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 6 条の 2 により、住所を変更したときは変更後の住所を事業主に申し出なければならないこととされており、事業主は同規則第 21 条の 2 により、その旨を日本年金機構に届け出ることとされている。

また、被保険者の被扶養配偶者（国民年金の 3 号被保険者）についても、国民年金法（昭和 34 年法律第 41 号）第 12 条第 5 項及び国民年金施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 8 条第 2 項により、日本年金機構に届書を提出することとされており、厚生年金保険被保険者及びその被扶養配偶者（以下「被保険者等」という。）の住所地の変更は、事業主を通して日本年金機構に届け出ることとされている。

このため、被保険者等の住所変更の届出の励行を図るには、①被保険者（従業員）から事業主への届出、②事業主から日本年金機構への届出の双方が的確に実施されることが必要である。

### 2 厚生年金被保険等の住所変更届が励行されていないことによる支障

日本年金機構は、保険料の納付記録はあるが基礎年金番号と結びついていないため持ち主が分からない年金記録（いわゆる「宙に浮いた年金記録」）約 5,095 万件に対応するため、年金受給者及び現役年金加入者を対象に、①ねんきん特別便（以下「特別便」という。）、②ねんきん定期便（以下「定期便」という。）等の通知を行っている。

これら通知は、いずれも日本年金機構が把握している年金受給者、現役加入者の住所地に発送されているため、住所変更届が的確になされていないと、せっかくの通知が宛先不明で年金受給者や現役被保険者に届かないこと（未送達）になり、例えば、全ての現役年金加入者を対象とする定期便の場合、平成 23 年度においては送付した 6,525 万件のうち 89 万件（送付数の 1.4%）が未送達となっている。

日本年金機構は、平成 22 年度末までに未送達となっていた特別便及び定期便のうち住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）等で住所を把握できた 51 万件について、平成 24 年 3 月に再送付を行い、未送達の解消に努めている。

住基ネットで把握した住所地は、あくまでその時点での住所地であり、現在は定期便が送達されている者を含め、その後、被保険者が転居したのに、事業主からの住所変更届が励行されない場合には再び未送達となることが危惧される。

### 3 日本年金機構の住所変更届に係る事業主への指導状況等

日本年金機構は、次のような方法で事業主に対し、住所変更届が励行されないと定期便等が被保険者等に届けられないことを周知しているとしている。

#### 【「住所一覧表」の提供サービスの実施】

希望する事業主に、日本年金機構が把握している被保険者の住所一覧を提供し、事業主が把握している被保険者の住所地との整合性を確認してもらう。

#### 【日本年金機構のホームページでの周知】

日本年金機構のホームページ「事業主の方へ」の中の「日本年金機構からのお知らせ」で、毎月、事業主に周知したい情報を、①全国共通に提供する情報、②都道府県ごとに提供する情報に区分して掲載している。

また、掲載記事は、毎月事業主に送付される保険料納入告知額通知書に同封される。

平成 23 年度においては、全国共通の情報として「被保険者の住所に変更があったときには、被保険者住所変更届の提出が必要です。」との掲載が 1 回あるのみで、愛知県内の事業主に対して提供する情報の中に被保険者住所変更届に関する掲載はない。

#### 【社会保険協会作成の広報誌への掲載】

財愛知県社会保険協会は、隔月に会員（事業主）を対象に機関誌を発行しており、平成 23 年度においては 7 月に、①定期便等を確実に被保険者に届けるには、事業主が従業員と被扶養者の住所を定期的を確認することが必要、②そのため、日本年金機構では「住所一覧表」の提供サービスを行っていることが掲載されている。

#### 【年金事務所が行う事業所に対する調査時等における指導】

日本年金機構は、平成 23 年度から事業所調査を再開した。

日本年金機構は、同調査の主眼は、適用漏れや保険料の徴収漏れの把握にあるが、事業所調査時に加え新規適用届受付時には、必ず住所変更の届出の励行についても確認しているとしている。

しかし、今回、従業員数が 500 人を超える 5 事業所の年金担当者から事情聴取したところ、以下のとおりこれら措置が十分に効果を発現していない状況がみられた。

- ① 年金担当者自身が、住所変更届した住所地に定期便が送付されることを理解していないもの（1事業所）。
- ② 「住所一覧表」サービスの存在を知らないもの（1事業所）。  
サービスの存在を知っている4事業所の中で利用実績があるのは3事業所であるが、利用の頻度は1・2年に一度等、定期的に確認を行っていないものもみられる。
- ③ 日本年金機構の提供資料を「知らない」とするもの（2事業所）。

#### 4 事業所における被保険者への周知状況

上記5事業所は、いずれも「本人又は被扶養配偶者の定期便が届かない。」という相談が年間3件から5件程度はあるとしており、その原因は、被保険者が本人又は被扶養配偶者の住所の変更を会社に告知しないためとしている。

また、いずれの事業所も、①「住所変更があれば自社様式で届け出るよう周知しており、被保険者は届出が必要であることを理解しているはず。」、②被保険者は定期便が事業所に届出た住所地に送付されることを「知っていると思う」としているが、これら事業所の被保険者に対する住所変更届の説明は、入社時、転勤時、社員寮退出時に限定されており、パート労働者が増える等、従業員の出入りが激しくなった今日では、十分な説明・周知とは言いがたい。

一方、1事業所については、独自に住所の確認（住民税決定通知書記載の住所地との確認を実施）を行っている状況がみられた。

#### 5 中部管区行政評価局苦情処理委員会の意見

定期便は、年金記録に関する国民の不審を払拭するため、被保険者に自分の記録を確認してもらい、間違いがあれば記録の訂正を申し出てもらうことを目的に開始されたものであり、確実に本人に届けられることが必要である。

住基ネットとの突合も未送達を減少させる上で必要な措置ではあるが、被保険者等の住所は変動するものであり、確実に本人に届けるには、正しい住所地の申出を励行してもらうことが大前提である。

このため、まず、事業主に、住所変更届は申出がなされた住所地に年金関係書類が送付されるための重要な手続であることを理解してもらい、その上で、従業員に申出の励行を指導してもらうことが必要であり、現行措置の拡充（特に事業所調査の活用）のみならず、あらゆる機会（注）を活用して、その周知徹底を行うことが必要と考える。

また、従業員の住所地の管理及び日本年金機構への届出は、事業主の責務であり、①従業員の住所地について、他の帳票（住民税決定通知書

等)と整合性を確認する等により、適切に管理できるよう工夫した上で、  
②定期的に「住所一覧表」の提供サービスにより変更届の必要性を確認する等の措置をとることについて理解を深めること。

(注) 例えば、事業主への説明会での住所変更届の意義の説明、ねんきん定期便が確実に送付されるには、その都度、住所変更届が必要であることの注記など。

## 6 あっせん

これらの状況を総合的に判断すると、日本年金機構は、定期便を始め日本年金機構からの通知が被保険者等に確実に到達するようにするため、次の措置を講じることが必要と考える。

- ① 事業主に、住所変更届は変更がなされた住所地に定期便等が送付される重要な手続であることを理解してもらった上、従業員（被保険者）に届出の励行を指導してもらうよう、現行の措置を活用して積極的に住所変更届の趣旨、励行の必要性を周知すること。特に、事業所調査は事業主と直接接触する機会であり、この機会に住所変更した場合の適正かつ速やかな届出の指導及び周知徹底を行うこと。

また、他機関が主催する事業主を対象とする説明会で講師を行う場合等、あらゆる機会を利用して周知の徹底を図ること。

- ② 事業主自らが、従業員の住所管理を、それぞれの事業所の実情に応じた方法によって適切に行うべきものであること、及び、定期的な「住所一覧表」との突合により住所変更届の必要の有無を確認する方法があることを周知すること。